

大阪市青少年指導員活動交付金旭区実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、旭区における大阪市青少年指導員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額等)

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

(軽微な変更)

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業開催日の変更
- (2) 支出内容の変更

附則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年8月25日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

委嘱業務に係る活動	算定基準額（円）
(1) 青少年問題等に関する啓発に関する活動 (広報紙発行)	60,000 円
(2) 青少年の非行防止啓発、指導及び相談に関する活動 (夜間巡視【指導ルーム】)	50,000 円
(3) 「生きる力」を育成する多様な体験活動 (スポーツ大会) (体験学習【ユース育成事業】) (絵画、写真コンクール)	350,000 円
(4) 青少年の健全育成に関する知識の向上、青少年問題の実態把握等に関する活動 (青少年指導員を対象にした学習会、研修会の開催・参加)	190,000 円
(5) 校下（地域）での青少年健全育成を目的とした活動 (校庭キャンプ) (ハイキング等野外活動) (文化・伝承活動) (スポーツ大会・練習) (その他)	1,000,000 円

なお、交付金額の上限額は、1,650,000 円とする